

令和 7 年 9 月 1 日

医療介護基盤課

各圏域の病床の状況について

1 各圏域の現状

(令和 7 年 4 月 1 日時点)

圏域	基準病床数	既存病床数 (※)	差引	許可病床数	将来の必要病床数 (地域医療構想 (R7))	差引
広島地区	11,074	12,137	1,063	12,705	13,063	△358
広島西	1,266	1,626	360	1,954	1,559	395
呉	2,173	3,006	833	3,271	2,790	481
広島中央	1,834	2,066	232	2,431	2,141	290
尾三	2,325	3,085	760	3,202	2,864	338
福山・府中	4,754	4,633	△121	5,021	5,031	△10
備北	765	1,346	581	1,472	1,166	306

(※) 障害者総合支援法に規定する療養介護を行う病床、児童福祉法に規定する病床等を含まない

2 参考（病床整備の取扱い方針 令和 6 年度第 1 回広島県医療審議会医療保健計画部会 協議資料 2）

- 病床整備に向けた医療機関からの受付方法については、公平性を担保する必要があることから公募方式とする。
- 公募は、圏域における地域医療構想調整会議での協議のスケジュール等を考慮し、年 1 回とする。
- 病床整備が可能な圏域は、圏域の既存病床数が基準病床数を下回り、かつ許可病床数が必要病床数を下回っている圏域とし、その基準日は 4 月 1 日時点とする。
ただし、整備を行う場合の整備可能病床数は、公募開始時点の直近の数値とする。
- 病床整備が可能とされた圏域は、圏域の地域医療構想調整会議において、地域の医療需要等を考慮し、原則として、整備しようとする病床が圏域で不足する機能を担う病床である場合に、病床整備を認めるものとする。

なお、圏域で不足する機能を担う病床以外の病床の整備について申請があった場合であっても、その必要性（やむを得ない理由）等が圏域の地域医療構想調整会議において認められれば、この限りではない。